

その他の申請に関して

■「軽症高額該当」の申請について

症状の程度が疾病ごとの重症度分類に該当しない方（軽症者）は原則、助成の対象外ですが、高額な医療を継続することが必要な方は、特例で助成の対象となります。

【軽症高額に該当する者】

指定難病に係る医療費総額（10割の金額）が33,331円以上の月が、令和7年8月から申請月までの期間のうち、連続する12か月間に3回以上ある者。

※連続する12か月間とは 例：令和8年9月に申請する場合

①令和7年8月から令和8年7月

②令和7年9月から令和8年8月

③令和7年10月から令和8年9月

①～③のうちいずれかの期間において医療費総額（10割分）が33,331円以上の月が3回以上あること。

※申請の際は、該当年月の自己負担上限管理票のコピーを郵送いただくか、受付時に原本を提示してください。

■「高額かつ長期」の申請について

対象者は、高額な医療が長期的に継続する方で、階層区分がC1以上の方です。

【高額かつ長期に該当する者とは】

指定難病にかかる医療費総額（10割の額）が50,001円以上の月が申請月を含む過去12か月間で、6回以上ある者。

例：令和8年8月に申請する場合（○=医療費総額（10割分）が50,001円以上の月）

受診 年月	令和7年					令和8年								
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
総額	×	○	×	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
回数	算定外	1回目			2回目		3回目		4回目		5回目		6回目	算定外

← 申請月を含む過去12か月間 →

※更新申請とは別で申請することも可能ですが、「高額かつ長期」で認定された場合の適用日は、原則、申請日の翌月1日からとなります。

■受給者の申請内容に変更がある場合の必要書類について

受給者の健康保険や住所、氏名等に変更がある場合は、「内容変更届」「変更申請書」の提出が必要です。

※「高額かつ長期」や「階層区分」に係る変更適用日は、原則、申請日の翌月1日からとなります。ただし、生活保護受給に係る変更は、受給の開始日又は廃止日まで遡及されます。